

ビジネス mopera インターネット ご利用規則

株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）がお客さまに提供するビジネス mopera インターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）は、この「ビジネス mopera インターネットご利用規則」（以下「本規則」といいます。）、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款（以下 Xi サービス契約約款および FOMA サービス契約約款を総称して「約款等」といいます。）および「ビジネス mopera インターネットご利用上の注意」等で規定する利用上の条件等（以下これらを総称して「本規則等」といいます。）に従って提供されます。本規則等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第1条 ビジネス mopera インターネットについて

本サービスはインターネットプロバイダサービスです。本サービスの詳細は「ビジネス mopera インターネットご利用上の注意」に定めるとおりとします。

第2条 申込と承諾について

- (1) 本サービスの申込みは、本サービスの利用を希望されるお客さまが、本規則等の内容に同意の上、ドコモ指定の方法により行うものとします。
- (2) ドコモが、前項に基づく申込みに対する承諾通知を、当該申し込みを行ったお客さまに行った時点で、当該お客さまとドコモの間に、本規則等の定めを内容とする契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- (3) ドコモは、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると判断したときは、当該申込を承諾しないことがあります。
 - ① 申込みの内容に不備があり、もしくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき。
 - ② お客さまが第8条の定めに違反するおそれがあるとき。
 - ③ お客さまが過去に不正利用等により本契約の解除または本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
 - ④ お客さまが本規則等に定める義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - ⑤ お客さまが第21条の定めに違反するおそれがあるとき。
 - ⑥ その他、約款等に基づく契約の申込みを承諾しないことがある事由として約款等に定める事由に該当するとき。
- (4) お客さまは、本サービスに関するドコモへの届出内容に変更があった場合は、速やかにドコモに届け出るものとします。
- (5) 前項の届出があった場合、ドコモは、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出をお客さまに求める場合があります、お客さまはこれに応じるものとします。

第3条 通信料について

- (1) 本サービスの利用にあたっては、別途ドコモが定める使用料（以下「使用料」といいます。）

をお支払いいただきます。また、本サービスを利用するために、ドコモの提供する通信網を利用された場合は、使用料のほか、約款等に定める料金（以下「通信料」といいます。）をお支払いいただく必要があります。

- (2) サイトの混雑等により、お客さまがご希望の情報または目的とする結果を得られなかった場合であっても通信料をお支払いいただきます。

第4条 ビジネス mopera インターネット管理者サイトについて

- (1) お客さまは、ドコモが別途定める「dアカウント規約」（以下「dアカウント規約」といいます。）に基づきドコモが発行するドコモ回線dアカウントのIDおよびパスワード（以下総称して「ドコモ回線dアカウントID等」といいます。）で「ビジネス mopera インターネット管理者サイト」（以下「管理者サイト」といいます。）にログインができます。管理者サイトで利用できる機能等については、「ビジネス mopera インターネットご利用上の注意」をご参照ください。
- (2) ドコモ回線dアカウントID等の取扱いに関する条件等は、dアカウント規約に定めるところによります。

第5条 オンラインサインアップサイトについて

- (1) ドコモは、本契約の成立後、お客さまに対して、オンラインサインアップサイト（本サービスを利用するためお客さまが各種IDおよびパスワード等を確認・変更等するためのサイトをいいます。以下同じ。）へログインするための、ユーザIDおよびパスワード（以下総称して「ビジネス mopera インターネットID等」といいます。）を付与します。
- (2) ドコモは、本サービスの利用に際し、お客さまのビジネス mopera インターネットID等の入力を確認した場合には、お客さまご自身が利用したものとみなします。
- (3) 本サービスの docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コース、「フレッツ・ADSL」コース、「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを利用するにあたり、各コースのユーザIDが必要となりますが、お客さまは、お客さまご自身でビジネス mopera インターネットID等でオンラインサインアップサイトにログインし、各コースのユーザIDを確認の上、各コースを利用するものとします。
- (4) お客さまは、ビジネス mopera インターネットID等を他人に知られないようお客さまの責任において十分注意して管理するものとします。ビジネス mopera インターネットID等は、生年月日、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に変更してください。お客さまによるビジネス mopera インターネットID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客さま、ドコモまたは第三者に損害が生じた場合、ドコモの故意または重過失による場合を除き、当該損害については、すべてお客さまが負担するものとします。

第6条 通信機器等について

- (1) お客さまは、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信回線その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設定等を、自己の費用と責任にお

いて行うものとします。

- (2) ドコモは、お客さまが本サービスの利用にあたって使用する通信機器、ソフトウェア、電気通信回線およびこれらに付随して必要となる機器との互換性を確保するために、ドコモの設備もしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第7条 お客さま情報の取扱いについて

ドコモは、本サービスを提供するにあたり取得したお客さまの情報を、本規則等のほかドコモが別途定める「お客さまの個人情報に関するプライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>) に従い、取り扱います。

第8条 禁止事項について

- (1) お客さまは、本サービスの利用にあたり次の行為を行ってはならないものとします。
 - ① ドコモもしくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - ② ドコモもしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - ③ ドコモもしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為
 - ④ 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
 - ⑤ ドコモ回線 d アカウント ID 等やビジネス mopera インターネット ID 等を不正に使用する行為
 - ⑥ サーバへの不正なアクセスなど、本サービスの運営を妨げる行為
 - ⑦ コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - ⑧ その他法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑨ 不正なデータ改竄、オペレーションシステムやアプリケーションの改変修正、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングおよびテザリング（別途ドコモが指定する方法による場合を除きます。）に類する全ての行為と、それらにより本サービス等を不正に利用する行為
 - ⑩ その他ドコモが不適切と判断する行為
- (2) ドコモは、お客さまが前項各号の規定の一にでも該当したことによりドコモが損害を被ったときは、その損害賠償を請求することができるものとします。

第9条 本サービスの利用停止について

- (1) ドコモは、約款等に定める場合のほか、お客さまが次の各号に該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - ① 第8条の規定に違反したとき。
 - ② 本契約の申込み時に虚偽の申告をしたとき。

- ③ 前各号のほか、本契約に反する行為であって、本サービスに関するドコモの業務の遂行もしくはドコモの電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- ④ その他ドコモが不相当と判断したとき。
- (2) お客様は、前項各号の一に規定する事由により本サービスの利用停止があった場合であっても、お客様は、通信料の支払、その他ドコモに対して負担する債務を履行するものとしてします。
- (3) 本サービスの利用停止があったとき、ドコモが利用停止を解除するまでにドコモの定める時間を要する場合があります。

第10条 本サービス提供の中断について

- (1) ドコモは、次の場合には、本サービスの全部もしくは一部の中断を行うことができるものとしてします。この場合において、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法で事前にお客様にその旨を通知またはドコモのホームページ上に掲示するものとしてします。ただし、緊急の場合またはやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではありません。
 - ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなった場合
 - ② ドコモの設備またはサービスの障害による場合
 - ③ ドコモの設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - ④ 通信のふくそう等のため、約款等の規定に基づき、通信の利用を制限する場合
 - ⑤ 接続事業者およびアプリケーション提供元の都合による場合
 - ⑥ 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要がある場合
 - ⑦ その他技術上またはドコモの業務の遂行上やむを得ない場合
- (2) 前項に定める本サービスの全部もしくは一部の中断によって生じたお客様の損害に対するドコモの責任は、約款等に定めるところに従います。

第11条 設備の修理または復旧について

本サービスの利用中に、お客様がドコモの設備またはサービスに異常を発見したときは、お客様はお客様自身の設備等に故障がないことを確認の上、ドコモに修理または復旧の請求をするものとしてします。

第12条 通知

- (1) ドコモは、本サービスに関するお客様への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとしてします。
 - ① お客様が約款等に基づきドコモに届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② dアカウント規約に基づくドコモ回線dアカウントのIDとしてお客様が利用するメールアドレスまたはdアカウント規約に基づく予備メールアドレスへの電子メールによる通知

- ③ お客さまが利用する約款等に定める sp モード電子メールもしくは i モード電子メール（ドコモが別途定める「sp モードご利用細則」もしくは「i モードご利用規則」に基づくメッセージ R（リクエスト）および sp モードメールもしくは i モードメールを指します。）のメールアドレスへの通知または約款等に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - ④ その他ドコモが適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるお客さまへの通知は、ドコモが前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) ドコモは、第(1)項各号に掲げる方法のほか、「ドコモビジネスオンライン」(<http://www.docomo.biz/>)（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、ドコモがその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するお客さまに対する通知に替えることができるものとします。この場合、ドコモが当該通知内容をドコモビジネスオンライン上に掲載した時点をもって当該通知がお客さまに対してなされたものとみなします。

第 13 条 お客さまが行う本契約の解約

お客さまは、本契約の解約を希望する場合は、ドコモ所定の方法によりその旨をドコモに申し出ることにより、本契約を解約することができるものとします。この場合、ドコモが、解約手続きが完了した旨を書面、電話もしくはメール等にお客さまに通知した時点で本契約は終了するものとします。

第 14 条 ドコモが行う本契約の解除

- (1) ドコモは、約款等に定める場合のほか、お客さまが次の各号の一に該当するとドコモが判断したときは、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- ① 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - ② 本契約に違反したとき。
 - ③ 本規則等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - ④ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または仮差押え、保全差押えもしくは差押えを受けたとき。
 - ⑤ ドコモに重大な危害または損害を及ぼしたとき。
 - ⑥ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
- (2) ドコモは、前項の規定により本契約を解除した場合、お客さまに損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第 15 条 本契約の終了

お客さまとドコモとの間の約款等に基づく本サービスにかかるすべての契約が終了した場合または本サービスが廃止された場合は、当該終了または廃止の時点をもって本契約も自動的に終了す

るものとしします。

第 16 条 残存効

本契約が終了した後も、第 3 条、第 7 条、本条、第 20 条、第 22 条および第 23 条の定めはなお有効に存続するものとしします。

第 17 条 日本国外での利用について

- (1) 本サービスを利用することが可能な日本国外の国および地域（以下「国際ローミング対応国」といいます。）は、約款等に定めるとおりとしします。
- (2) 国際ローミング対応国において本サービスを利用される場合、利用されるサイトによっては、サイトや情報の利用が制限される場合があります。また、利用されるサイトによっては、日本国内で利用される際のサイトや情報と内容が異なる場合があります。
- (3) 国際ローミング対応国において、本サービスを利用される場合は、全ての通信に対し約款等に定める国際アウトローミング利用料がかかります。この場合、日本国内での利用時とは異なる料金が適用されます。
- (4) お客様が本サービスを海外で利用されることにより、お客様が渡航先の法令に違反した場合でも、ドコモは一切責任を負いません。
- (5) 通信料その他の料金については、日本時間を基準として算定し、請求します。

第 18 条 本規則の変更

ドコモは、第 12 条に定める方法に従って通知することにより、ドコモの都合によりお客様の承諾を得ることなく、本規則を変更することができるものとしします。この場合には、本サービスの提供条件等については、変更後の本規則が適用されます。

第 19 条 本サービスの変更および廃止

- (1) ドコモは、自己の都合により、お客様に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、または本サービスの一部の廃止をすることがあります。また、第 12 条に定める方法に従い 1 ヶ月以上の予告期間をおいて本サービスの全部の廃止をすることがあります。
- (2) 本サービスの変更、追加、または本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすとドコモが判断した場合は、ドコモは予めその変更、追加または廃止の内容について第 12 条に定める方法に従いお客様に通知するものとしします。
- (3) ドコモは、本条の規定により本サービスの変更、追加または廃止したことによりお客様その他第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

第 20 条 免責事項

- (1) ドコモは、本サービスの内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等についてその安全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わないものとし、一切責任を負いません。またお客様と第三者との間に紛議等が発生した場合は、お客様と第三者との間で解決するものとし、ドコモに対しては何らの苦情の申立て等を行わないもの

とします。

- (2) 本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供もしくは収集されたお客さまの情報の消失、その他本サービスに関連して発生したお客さまの損害についてのドコモの責任は約款等に定めるところに従います。
- (3) ドコモが本サービスに関してお客さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、かつその額はビジネス mopera インターネット機能に関わる付加機能使用料の 1 か月分に相当する金額を上限とするものとします。但し、ドコモの故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第 21 条 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - ② お客さまが法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ お客さまが法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ お客さまが法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、ドコモの信用を毀損し、またはドコモの業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 22 条 権利の譲渡等について

お客さまは、本契約に基づきドコモに対して有する権利またはドコモに対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 23 条 準拠法および合意管轄について

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとし、お客さまとドコモの間で本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2007 年 4 月 1 日制定

2010 年 12 月 1 日改正

2013 年 10 月 1 日改正

2015 年 6 月 1 日改正

2016 年 3 月 1 日改正

株式会社 NTT ドコモ

ビジネス mopera インターネットご利用上の注意

1. 本サービスの全体象について

本サービスには、インターネット VPN の通信のみを許可する“VPN 限定タイプ”と接続先 URL の制限を可能とする“URL 制限タイプ”、の 2 つのタイプおよびこれらに付加するオプションで“docomo Wi-Fi(ビジネス mopera インターネット)コース”、“「フレッツ ADSL」コース”、“「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース”があります。なお、本サービスはパケット通信でのみ利用できます。64K データ通信（回線交換方式）では利用できません。

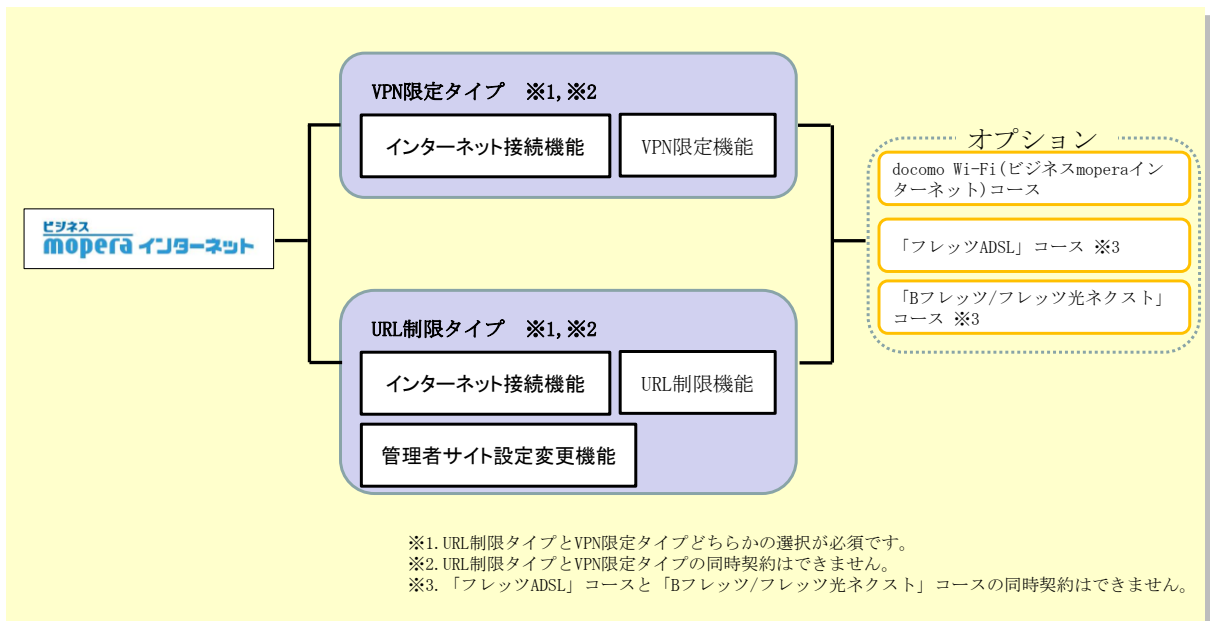


図 1 ビジネス mopera インターネット契約体系図

2. ビジネス mopera インターネットサービスについて

ビジネス mopera インターネットサービスでは、「VPN 限定タイプ」と「URL 制限タイプ」のどちらかにお申し込みいただけます。

(1) 「VPN 限定タイプ」

- ① 「VPN 限定タイプ」は、お客さまが管理対象として指定した契約回線（以下「対象回線」といいます。）のインターネット接続をインターネット VPN で利用されるプロトコル（IP-sec、L2TP over IPsec、PPTP）に限定するものです。
- ② 「VPN 限定タイプ」でプロトコル（IP-sec、L2TP over IPsec、PPTP）を限定する機能は、Xi サービスまたは FOMA サービスを通じたインターネット接続によるアクセスの場合のみ提供し、オプションの「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」回線を通じたインターネット接続によるアクセスの場合、および「公衆無線 LAN」回線を通じたインターネット接続によるアクセスの場合には、提供いたしません。

(2) 「URL 制限タイプ」

- ① 「URL 制限タイプ」では、管理者サイトで URL 制限機能の設定が行えます。管理者サイトへのログインには、ドコモが別途定める「dアカウント規約」に基づき発行するドコモ回線 d アカウントの ID およびパスワードを用います。ただし、本サービス申込み後初めてログインする際には、お客さまが本サービスお申し込み時にドコモに代表回線として届け出た 1 回線（以下「代表管理者回線」といいます。）のドコモ回線 d アカウントの ID でのみログインが可能です。代表管理者回線以外のドコモ回線 d アカウントの ID でログインをご希望の場合、書面、電話もしくはメール等で代表管理者の変更をお申し込みください。
- ② 管理者サイトの利用方法や機能の詳細は、「ビジネス mopera インターネット管理者サイト操作マニュアル」をご参照ください。
- ③ URL 制限機能の詳細は以下のとおりです。

- ・ URL 制限機能は、対象回線の接続先 URL を制限する機能です。カテゴリ制限方式とアクセス先指定方式の 2 つの方式があります。カテゴリ制限方式とアクセス先指定方式を同時に利用することはできません。なお、オンラインサインアップサイト等のドコモが指定する URL は制限できません。
- ・ カテゴリ制限方式では、管理者サイトからドコモがご用意したカテゴリ制限レベルの中から選択することで、選択したカテゴリ制限レベルに応じて対象回線にけるサイトの閲覧を制限します。管理者サイトでは、カテゴリ制限レベルの設定、ダウンロードサイトの閲覧許可／規制および例外設定（カテゴリ制限方式で閲覧を制限されるサイトの中から例外として閲覧を許可したいサイトがある場合に閲覧を許可できる機能）が可能です。なお、ドコモはお客さまに予告することなくカテゴリグループの内容を変更することがあります。
- ・ カテゴリ制限方式でご用意したカテゴリ制限レベルは、インターネット上のサイトのうち、下記に定めるカテゴリに該当すると判断してネットスター株式会社が指定したサイト（第三者機関（EMA 等）が閲覧可能と認定したサイトは除きます。）の閲覧を制限するサービスです。また、サイトの閲覧にあたり、閲覧するサイトの URL を IP アドレスで設定することも可能です。なお、カテゴリ制限方式はネットスター株式会社により提供された URL データベースに登録されている URL 情報に基づきサイトの閲覧を制限するものであり、サイトの内容を個別に確認し、閲覧を制限するものではありませんので、カテゴリに現実に該当する全てのサイトの閲覧が制限されるものではありません（※）。

【閲覧制限の対象となるカテゴリ】

- ・ 不法（違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用）
- ・ 主張（テロリズム・過激派、武器・兵器、告発・中傷、自殺・家出、主張一般）
- ・ アダルト（性行為、ヌード画像、性風俗、アダルト検索・リンク集）
- ・ セキュリティ、プロキシ（ハッキング、不正コード配布、公開プロキシ）
- ・ 出会い（出会い・異性紹介、結婚紹介）
- ・ 金融（金融レート・投資アドバイス、投資商品の購入、保険商品の申込、金

融商品・サービス)

- ・ギャンブル (ギャンブル一般、宝くじ・スポーツくじ)
- ・ゲーム (オンラインゲーム、ゲーム一般)
- ・ショッピング (オークション、通信販売一般、不動産販売・賃貸、IT 関連ショッピング)
- ・コミュニケーション (ウェブチャット、メッセージャー、ウェブメール、メールマガジン・ML、掲示板、IT 掲示板)
- ・ダウンロード (ダウンロード、プログラムダウンロード、ストレージサービス)
- ・職探し (転職・就職、キャリアアップ、サイドビジネス)
- ・グロテスク (グロテスク)
- ・話題 (イベント、話題)
- ・成人嗜好 (成人娯楽、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ)
- ・オカルト (オカルト)
- ・ライフスタイル (同性愛)
- ・スポーツ (プロスポーツ、スポーツ一般、レジャー)
- ・旅行 (観光情報・旅行商品、公的機関による観光情報、公共交通、宿泊施設)
- ・趣味 (音楽、占い、タレント・芸能人、食事・グルメ、娯楽一般)
- ・宗教 (伝統的な宗教、宗教一般)
- ・政治活動、政党 (政治活動・政党)
- ・広告 (広告・バナー、懸賞)
- ・未承諾広告 (迷惑メールリンク)
- ・ニュース (ニュース一般)
- ・未分類 (その他全て)

※ 一般サイトを検索する検索サイトを利用される場合、検索サイトの検索結果からサイトへアクセスする仕組みによっては、閲覧制限の対象とならないことがあります。

- ・ アクセス先指定方式では、管理者サイトで対象回線にアクセスを許可するサイトを URL 単位もしくは IP アドレス単位で設定いただくことにより、対象回線では当該登録されたサイトにのみアクセスできます。
 - ・ URL 制限機能では、SSL で暗号化されたサイトは、フィルタリング対象外となります。
- ④ 「URL 制限タイプ」で提供するパケットフィルタリング機能の詳細は以下のとおりです。
- ・ パケットフィルタリング機能は、外部からインターネットを經由した不正アクセスやウイルスを自動的に遮断する機能です。ウイルスパターンの定義を定期的に更新することにより、不正な攻撃を遮断する機能です。

- ・ パケットフィルタリング機能は、Xi サービスまたは FOMA サービスを通じたインターネット接続によるアクセスの場合のみ提供します。
- ・ パケットフィルタリング機能により、お客さまの期待するデータの送受信ができないことがあります。なお、Xi サービスまたは FOMA サービスにおけるパケット通信方式によるインターネット接続の場合に、パケットフィルタリング機能のないアクセスポイントを利用いただくことも可能です。
- ・ パケットフィルタリング機能は、いかなる場合においても完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
- ・ パケットフィルタリング機能がお客さまの利用される端末に影響を及ぼさないことを保証するものでもありません。

3. インターネット接続機能について

- (1) インターネット接続機能は、ビジネス mopera インターネットのアクセスポイントを経由して、インターネットにアクセスすることができる機能です。無線 LAN 環境下においてはインターネット接続機能は利用できません（ただし、下記 4. に定める「docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コース」にお申し込みの場合には、docomo Wi-Fi よりインターネット接続が可能です。）。
- (2) 電波の伝わりにくい場合や通話中である場合等一定の場合には、インターネット接続機能を利用できないことがあります。
- (3) ドコモは、別途ドコモが指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判断されたサイトの閲覧を制限することがあります。

4. docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コースについて

- (1) docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コースで提供する docomo Wi-Fi は、docomo Wi-Fi エリアにおいて、お客さまが無線方式 IEEE802.11a/b/g/n/ac を使用した無線 LAN 接続によりインターネット接続および電子メールの送受信ができる機能です。なお、提携事業者のサービスエリアによっては、一部利用できない地域または通信条件が異なることがありますので、ご注意ください。（詳細については、ドコモのホームページ（http://sasp.mapion.co.jp/b/docomo_wifi/）へ掲載しております。）
- (2) docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コースを利用するためには、本サービス契約の他に別途無線 IP 通信網を利用するための契約が必要となります。
- (3) docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コースを利用するための ID は、「ビジネス mopera インターネットユーザ ID」に-mopera@docomo を付けたものとなり、パスワードは、「ビジネス mopera インターネットパスワード」となります。「ビジネス mopera インターネットユーザ ID」および「ビジネス mopera インターネットパスワード」は、管理者サイトおよびオンラインサインアップサイトで確認できます。なお、「ビジネス mopera インターネットユーザ ID」および「ビジネス mopera インターネットパスワード」の変更はオンラインサインアップサイトのみ実施可能です。

- (4) お客様に付与される SSID および WPA2 キー、WEP キーを設定されないと本サービスの利用ができませんのでご注意ください。ドコモはお客様の SSID および WPA2 キー、WEP キーを確認した場合には、お客様が利用したものとみなすことができますものとします。
- (5) お客様は、WPA2 キーおよび WEP キーを他人に知られないよう管理を行うものとします。
- (6) お客様による WPA2 キーおよび WEP キーの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は、ドコモの責に帰すべき事由による場合を除き、すべてお客様が負担するものとします。
- (7) ドコモが docomo Wi-Fi (ビジネス mopera インターネット) コースで提供する docomo Wi-Fi においては、サービスエリアあたりの利用可能者数に限りがあります。利用可能者数を超えた場合は、本サービスの利用はできません。
- (8) ドコモが docomo Wi-Fi (ビジネス mopera インターネット) コースで提供する docomo Wi-Fi においては、サービスエリアごとに利用可能時間が異なります。各サービスエリアの利用可能時間以外での本サービスの利用はできません。
- (9) ドコモが docomo Wi-Fi (ビジネス mopera インターネット) コースで提供する docomo Wi-Fi の利用に際して、電子レンジや医療機器、自動ドアなど、隣接もしくは干渉する周波数帯を使用している機器が近くにある場合、電波の干渉を起こす恐れがあります。これらに付随して起こった何らかの影響や不具合について、ドコモは何らの義務を負わないものとし、一切の責任を負いません。

5. 「フレッツ・ADSL」コース、「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースについて

- (1) 「フレッツ・ADSL」コースと「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースは、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）が提供する「フレッツ」サービスを通じてインターネット接続および電子メールの送受信ができる機能です。ただし、一部利用できないサービスがあります。「フレッツ・ADSL」コースおよび「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースは、「ビジネス mopera インターネットご利用規則」、「Xi サービス契約約款」、「FOMA サービス契約約款」、「ビジネス mopera インターネットご利用上の注意」のほか、NTT 東日本および NTT 西日本の定める契約約款等に従って提供されます。
- (2) 「フレッツ・ADSL」コースと「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを同時契約することはできません。
- (3) 「フレッツ・ADSL」コース、「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを利用するためには、ビジネス mopera インターネット契約の他に、別途 NTT 東日本および NTT 西日本へのフレッツ回線契約が必要となります。
- (4) 「フレッツ・ADSL」コース、「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを利用するためには、お客様の利用場所が「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」のサービス提供エリアであることが必要となります。ただし、提供エリア内であっても利用できない場合があります。
- (5) その他、「フレッツ・ADSL」コースおよび「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースに係る提供条件については、NTT 東日本および NTT 西日本の定めるところによります。